

2019年11月29日

リコーインドの更生計画案の承認に関するお知らせ

Ricoh India Limited (登記上本社:ムンバイ、ボンベイ証券取引所上場、以下「リコーインド」)は、同社の管財人により会社法審判所に提出されていた会社更生計画案が、2019年11月28日に会社法審判所によって承認されたことを公表しましたので、その旨お知らせします。

リコーインドは、今後、当該承認の確定により、Minosha Digital Solutions Private Limited による経営に移行する予定です。

記

1. 更生計画承認の経緯

リコーインドは、2018年1月29日にインド National Company Law Tribunal(会社法審判所)に対してインド破産倒産法(Insolvency and Bankruptcy Code)第10条に基づく会社更生手続開始の申立(*1)を行い、同年5月14日付けでその開始決定を受けました。この決定に基づき会社法審判所によってモラトリアム(*2)が発令されるとともに、Resolution Professional と呼ばれる管財人が任命され、当該管財人による管理下で、外部スポンサー候補から更生計画案を募りました。

その後、2019年2月15日にリコーインドの債権者委員会は、複数社より提出された更生計画案の中から Minosha Digital Solutions Private Limited による更生計画案を選定し、承認しました。債権者委員会により承認された当該更生計画案は、管財人により会社法審判所に提出され、同所において審議されていましたが、2019年11月28日に承認されました。

本決定に関して、30日以内に控訴または異議申し立てがない場合は、会社法審判所の承認が確定します。

2. 更生計画に基づく当社グループの行為

当社グループは、リコーインドが発行する株式のうち73.6%を保有していましたが、当該株式は、更生計画に基づき Minosha Digital Solutions Private Limited の経営陣に譲渡されまたは消却されることとなります。当社は2018年5月にリコーインドを連結の範囲から除外している為、当該株式の譲渡または消却に伴う連結の範囲の変更はありません。

また、当社グループが保有していたリコーインド向け債権につきましても、更生計画に基づき、その全額が Minosha Digital Solutions Private Limited に譲渡されまたは消却されることとなります。

なお、リコーインドの社名は、一定の移行期間の後に変更されることとなります。

3. 連結決算への影響

当社グループが保有するリコーインド株式およびリコーインド向け債権については、評価損および引当金を計上済の為、本件による当社連結決算への影響は軽微です。

*1…インド破産倒産法第10条に基づく会社更生手続について

当該申立てを受けた会社法審判所により手続開始決定がなされ、管財人による財産管理が行われるとともに、債権者委員会による承認及び会社法審判所による認可を目指して更生計画案の作成が行われました。その後、会社法審判所に更生計画案が提出され、更生計画案が承認されました。

*2…モラトリアムについて

インド会社法審判所は、倒産処理手続開始決定と同時にモラトリアムを発令します。モラトリアム発令中は、債務者が占有する財産の所有者等による占有の回復、債務者に対する司法その他の手続き、担保権の実行、債務者の資産や権利の処分などの行為が禁止されます。モラトリアムは会社法審判所による更生計画案の承認命令が行われるまで継続されました。

| リコーグループについて |

リコーグループは、オフィス向け画像機器を中心とした製品とサービス・ソリューション、プロダクションプリンティング、産業用製品、デジタルカメラなどを世界約200の国と地域で提供しています(2019年3月期、リコーグループ連結売上は2兆132億円)。

創業以来80年以上にわたり、高い技術力、際立った顧客サービスの提供と、持続可能な社会の実現にむけて積極的な取り組みを行っています。

[EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES](#) - 人々の“はたらく“をよりスマートに。リコーグループは、さまざまなワークプレイスの変革をテクノロジーとサービスのイノベーションでお客様とともに実現します。

詳しい情報は、こちらをご覧ください。 <https://jp.ricoh.com/>